

大福工業株式会社 行動計画

(次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく)

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにする為、また女性が活躍できる雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月1日 ～ 令和11年5月31日 までの5年間

2. 内 容

目標 1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を男性は70%以上、女性は100%とする。
また、産休・育休から復職した社員がスムーズに業務に戻る環境を作る。

〈 対 策 〉

- ・令和6年6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知する為、従業員を対象とした説明会の実施（新規従業員は入職時）
- ・令和6年度～ 育児休業中の希望者を対象とした職場復帰のための講習会を年に1回実施
- ・令和6年6月～ 妊娠中の社員や産休・育休から復帰後の社員の為の相談窓口を設置

目標 2 : 年次有給休暇義務化5日に対して、平均7日以上取得する。

〈 対 策 〉

- ・令和6年度～ 毎月管理担当者が、従業員の年間有給取得日数を把握し、取得できる職場環境作りを行い、達成出来るよう配慮する

目標 3 : セクシュアルハラスメントを撲滅するにあたり、職場風土の向上を図る。

〈 対 策 〉

- ・令和6年度～ セクシュアルハラスメント等の相談窓口を設置
- ・令和6年度～ 年に1回、ストレスチェックやハラスメントに関するアンケートを実施し、担当者により面談を行う
- ・令和6年度～ 目安箱を設置し、随時職場風紀の改善